

社会教育主事講習（委嘱）審査基準

1. 採択案件の決定方法

提出された実施計画書等について審査を行い、当該提出者59点以上の者に委嘱を決定する。また、審査結果は審査委員間で共有する。

2. 審査方法

実施計画書等に基づき、委嘱を決定するための審査委員会を設置し、書類選考を実施して審査を行う。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

3. 評価方法

評価は評価項目ごとに、5に示す採点基準に基づき点数化し、審査委員が各々決定した得点の合計の平均点はその企画提案の評価点となる。

4. 評価項目

(1) 事業内容に関する評価

I. 講習内容の妥当性、独創性

- ① 委託要綱や運用指針等の趣旨・内容に沿った提案であること。
- ② 委託要綱や運用指針等の趣旨・内容に沿った提案であることに加えて、独自の提案がなされていること。
- ③ 偏った講習内容となっていないこと。
- ④ 社会教育に関する最新のテーマを取り扱っていること。
- ⑤ 地域課題や特性を踏まえ、実践的な内容となっていること。
- ⑥ 地域課題や特性を踏まえた実践的な内容に加えて、独自の提案がなされていること。

II. 講習方法の妥当性、独創性

- ① 講習方法が明確かつ妥当であること。
- ② 講習の成果を高めるための工夫があること。
- ③ オンラインやオンデマンドによる講習を取り入れるなど受講しやすい方法が採用されていること。
- ④ 講習の実施時期やカリキュラムが受講生に配慮されたものであること。

III. 実施計画の妥当性、効率性

- ① 講習を含め事業全体の日程・手順に無理がなく、定員の設定を含め、目的に沿った実現性があること。
- ② 講習を含め事業全体の計画に実現性があることに加え、効率的に実施される計画であること。

(2) 事業の実施体制に関する評価

I. 組織の講習実施能力

- ① 事業を遂行するための組織体制(運営委員会等)が確立されていること。
- ② 教育委員会をはじめ、多様な機関・団体等との連携・協力により事業が企画されていること。
- ③ 多様な機関・団体との連携・協力の内容がより充実したものになっていること。
- ④ 受講ニーズの拡大を受け、定員の増加や受講者を増やすための取組や工夫がなされていること。
- ⑤ 事業を実施する上で必要な設備・施設を保有又は準備していること。

II. 組織の類似業務の経験

- ① 過去に類似の事業を実施した実績があること。

III. 講習業務のバックアップ体制

- ① 円滑な事業遂行のため、人員補助体制及び非常変災時における代替措置が準備されていること。

5. 評価基準

評価項目について、次の評価基準による5段階評価にて採点を行う。

- | | | |
|--------------|------------|-----------|
| 5 : 大変優れている | 4 : 優れている | 3 : 妥当である |
| 2 : やや不十分である | 1 : 不十分である | |